

2022年7月11日

各位
 会社名 タマホーム株式会社
 住所 東京都港区高輪三丁目22番9号
 代表者名 代表取締役社長 玉木 伸弥
 (コード番号:1419)
 問合わせ先 常務取締役管理本部長 竹下 俊一
 TEL. 03-6408-1200

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年8月25日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日時等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(附則)</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
----------------------	---

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年8月25日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日 2022年8月25日(予定)

(注)上記の内容につきましては、2022年8月25日開催予定の当社第24期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上